

2024年診療報酬改定に伴う加算について

当院ではこちらの規則を遵守して診療を行なっております。それに伴い患者様から頂く診療報酬について下記5項目の加算等を算定しております。

①医療情報取得加算

電子資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っています

(イ)オンライン資格確認を行う体制を有していること

(ロ)患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと

②医療DX推進体制整備加算

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなっています

③明細書発行体制等加算

明細書を患者に無償で交付しています

④一般名処方加算

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合に一般名処方の趣旨を患者に十分に説明しています

⑤通院・在宅精神療法

(イ)患者ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行っています。

(ロ)障害福祉サービス等の利用に係る相談を必要に応じて行っています。

(ハ)介護保険に係る相談を必要に応じて行っています。

(ニ)当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員からの相談に適切に対応しています。

(ホ)市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を適宜行っています。

(ヘ)精神科病院等に入院していた患者の退院後支援を行っています。

(ト)身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っています。

(チ)健康相談、予防接種に係る相談を行っています。

(リ)可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控えています。